

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和5年10月27日（金）

開会 10時00分

閉会 10時35分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員
富樫健二委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）山添達也、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教育財務課 課長 井畑晃洋、課長補佐兼班長 飛鳥井清司

教職員課 課長 福井崇司、班長 若宮一哉、主幹 山本充、主査 佐藤克哉

保健体育課 課長 堀越英範、課長補佐兼班長 横山勝規、

充指導主事 西川彰哉

社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、課長補佐兼班長 野村太郎、

主事 丸山瑞季

5 請願・陳情の付議の結果

	件名	審議結果
請願4	「三重県教育ビジョン（仮称）」に部活動改革に関する記述を含むことを求める請願について	不採択
請願5	教職員の未取得の休憩時間を時間外在校等時間として計上するための整備を求める請願について	不採択

6 議題件名及び採択の結果

	件名	審議結果
議案第21号	専決処分の承認について（令和5年度三重県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係））	原案可決

7 報告題件名

報告 1	令和 5 年度三重県学校保健功労者表彰について
報告 2	令和 6 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について
報告 3	令和 6 年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施について
報告 4	令和 6 年度三重県職員（航海士・機関士）採用選考試験の実施について
報告 5	令和 6 年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の実施について

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月6日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 22 号は県議会提出前のため、報告 2 から報告 5 は公表前であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願及び議案第 21 号を審議し、公開の報告 1 の報告を受けた後、非公開の議案第 22 号を審議し、非公開の報告 2 から報告 5 の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

請願4 「三重県教育ビジョン（仮称）」に部活動改革に関する記述を含むことを求める請願について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

請願4 「三重県教育ビジョン（仮称）」に部活動改革に関する記述を含むことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年10月27日提出 三重県教育委員会教育長

まずは、2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、次期「三重県教育ビジョン（仮称）」に設置部活動数の削減、部活動時間数の削減といった部活動改革に関する記述を含めることを求めています。

「2 請願の理由」では、現行の三重県教育ビジョンの中では、学校における働き方改革の推進に関する章が設けられているが、設置部活動数の削減や部活動練習時間の縮減等の記載がないことから、新たな「三重県教育ビジョン（仮称）」に含めることが必要であると記載されています。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。現在、教育基本法第17条第2項に規定する本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、新たな「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に向けた検討を進めており、部活動改革についても、基本的な考え方を記載することとしています。

設置部活動数や部活動時間数については、この教育ビジョンをふまえ、現在策定中の「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に考え方を示す予定であり、それに基づき、各学校が作成する「学校部活動運営方針」において定めることになります。

以上のことから、本請願は不採択といたしたい。説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願4はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

請願5 教職員の未取得の休憩時間を時間外在校等時間として計上するための整備を求める請願について（公開）

（福井教職員課長説明）

請願5 教職員の未取得の休憩時間を時間外在校等時間として計上するための整備を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年10月27日提出 三重県教育委員会教育長

1枚おめくりください。請願の文書表の左から3つ目の欄に、請願の要旨を書いています。

三重県立学校過重労働対策報告システムに教職員の未取得の休憩時間を上限対象（時間外在校等時間）に計上することについて、システムの改修や各種マニュアルの改編、教職員への周知といった手段によって、時間外在校等時間をより正確に記録できるようにすることという要旨です。

もう少し詳しくご覧いただきますと、次の2ページをご覧ください。請願書がございまして「2 請願の理由」の2段落目の2行目をご覧ください。未取得の休憩時間の分も時間外在校等時間として計上し、使用者側に法定上限を守っていただくことで、教職員の過重労働を縮減していくことが必要ということで目的のようなことが書いてあります。

その次の段落の1行目ですが、三重県教育委員会が作成している資料では、休憩時間相当の45分を時間外在校等時間に計上するという例が示されていないということで、5行目の一番最後のところですが、誤った認識で入力が行われないように、例えばシステムの改修とかということで、正確に記録をできるようにするというのが内容の詳細でございます。

1ページにお戻りいただきまして、教育長の意見という欄でございしますが、不採択としたいという案にはしておりますが、休憩時間は労働基準法により、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、労働時間の途中に与えなければならないものということとされています。

その休憩時間の時間帯については、校長が適宜定めるということにしておりまして、例えば、授業の割り当てのない時間に休憩時間を置くということですか、分割して休憩時間を付与することなどの方法によりまして、休憩時間を確保するということになっています。

ですので、今回の内容でいきますと、休憩時間は必ず与えなければならないものということになりますから、今回の請願の趣旨であります、休憩時間を時間外在校等時間に計上するというを前提とするような請願は不採択といたしたいという意見にしています。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願5はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第21号 専決処分の承認について（令和5年度三重県一般会計補正予算（第3号）

(教育委員会関係) (公開)

(井畑教育財務課長説明)

議案第 21 号 専決処分の承認について(令和 5 年度三重県一般会計補正予算(第 3 号(教育委員会関係))

令和 5 年 10 月 20 日急施を要したため、別紙のとおり令和 5 年度三重県一般会計補正予算(第 3 号)(教育委員会関係)に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 10 月 27 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和 5 年度三重県一般会計補正予算(第 3 号)(教育委員会関係)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

次のページにいていただきまして、令和 5 年度三重県一般会計予算に係る三重県知事からの意見照会に対しまして、原案に同意する旨の回答を行ったものとなっています。この裏の 2 ページが知事からの照会文書です。

続きまして、今回の補正予算の内容についてご説明させていただきます。3 ページをご覧ください。歳出補正予算の表を掲載しております。今回の補正項目は 1 つで、表の下から 2 行目、保健体育費で 431 万 4,000 円を増額補正として計上しております。

裏面 4 ページをご覧ください。今回の補正予算の具体的な内容につきましては、保健体育費の学校給食・食育推進事業費で、給食を提供している県立学校に対し、給食費の食材価格高騰分に係る補助を行う費用として 431 万 4,000 円を増額するものです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 21 号はいかがでしょうか。

大森委員

これでインフレが起こる物価上昇前の給食の水準は確保できるお金なんですか。実はもっと足りないという状態なんですか。

山添次長

大体、令和 4 年度と令和 5 年度を比較して 1 食当たり 40 円ほど上がっていますので、概ねこれでいけるというふうには思っています。

大森委員

水準は変わらないと。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・報告事項

報告1 令和5年度三重県学校保健功労者表彰について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告1 令和5年度三重県学校保健功労者表彰について

令和5年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和5年10月27日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1ページをご覧ください。本表彰は三重県内の公立学校・園において、学校保健の向上・発展のために、永年にわたりその職務に専念し、その功績が顕著である学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し表彰するものです。

本年度の表彰候補者について、三重県医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会に推薦を依頼したところ、各会より2名ずつ、計6名の推薦をいただきました。3ページ、4ページをご覧くださいながら6名について紹介いたします。

1人目は、三重県医師会から推薦いただいた高嶋芳樹様、77歳。高嶋様は、学校医として現在まで33年間にわたり、健康診断をはじめとした学校保健活動を誠実に精励されております。

2人目は、同じく医師会から川浪千尋様、76歳。川浪様は、学校医として現在まで30年間にわたり、健康診断や健康管理の相談等、学校保健活動に尽力されています。

3人目は、三重県歯科医師会から本郷智英様、64歳。本郷様は、学校歯科医として34年間にわたり、児童生徒のう蝕予防に努め、口腔衛生の普及と向上に力を注ぎ、現在も歯科保健の向上に貢献されています。

4人目は、同じく歯科医師会から津田真様、69歳。津田様は、学校歯科医として現在まで20年間にわたり、学校との連携のもと、児童生徒の口腔衛生の普及と向上に尽力されています。

5人目は、三重県薬剤師会から伊藤智文様、68歳。伊藤様は、学校薬剤師として現在まで39年間にわたり、学校環境衛生検査において、試験検査の実施、評価等に努め、よりよい環境づくりに貢献されています。

6人目は、同じく薬剤師会から金丸邦子様、67歳。金丸様は、学校薬剤師として現在まで26年間にわたり、正確な学校環境衛生検査を実施し、学習環境の維持や向上に貢献されています。

以上6名の受賞について、審査会の検討結果に基づき教育長が決定いたしました。なお、本表彰は11月2日木曜日に四日市市文化会館にて開催される第66回三重県学校保健安全研究大会にて行われます。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第 22 号 特定事業契約の変更について（非公開）

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 2 令和 6 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 3 令和 6 年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 4 令和 6 年度三重県職員（航海士・機関士）採用選考試験の実施について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・報告事項

報告 5 令和 6 年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の実施について（非公開）

福井教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言